

平成 28 年度浦安市青少年問題協議会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 2 月 2 日（月）午後 2 時～午後 3 時 25 分

2. 開催場所 消防庁舎多目的ホール

3. 出席者

（委 員）中村健副会長、金子昇委員、鈴木忠吉委員、石田和明委員、新宅秀樹委員、細田玲子委員、渡邊裕史委員、鈴木孝一委員、松木新委員、大塚久美子委員、江澤勇一委員、橋本守人委員、富山勝夫委員、奥村千佳委員、永井通委員、大塚真理子委員

（説明者及び事務局）

浦安警察署 生活安全課 岡田課長

青少年センター 前田所長 高柳主査

指導課 手塚課長、臼井課長補佐、小澤副主査、鞠山統括訪問相談員

こども家庭支援センター 藤平所長

こども部 岡本次長 青少年課 高柳課長、近藤課長補佐、飯塚係長、
小林主事

4. 次第

（1）副会長挨拶

平成 28 年度浦安市青少年問題協議会の開催にあたり、委員の皆様には公私共に忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。また、日頃から青少年の健全育成にそれぞれの立場からご尽力いただきまして、感謝申し上げます。

さて、青少年による犯罪の低年齢化や児童虐待問題、いじめ問題、さらにインターネットや様々なメディアを通じた有害情報の氾濫など青少年を取り巻く環境は大きく変化しており、成長過程における青少年の人格形成に強い影響を及ぼしています。また、ニートやひきこもり、不登校など青少年の抱える問題はますます多様化、深刻化しつつあります。

このような様々な問題に対応するためには、家庭や地域、教育機関や行政が、子どもたちとしっかりと向き合い、相互に連携・補完し合って、取り組む必要があります。

また、浦安市といたしましても、青少年関係団体に協力をいただき、子ども達の健全育成を図るため「こどもの広場」の整備や「放課後異年齢児交流促進事業の拡充」、「少年少女洋上研修」の実施など教育委員会と連携を図りながら積極的に取り組んでいるところです。

本日、開催いたします、本協議会でも浦安市における「児童虐待の対応の状況」や青少年のスマートホン使用に伴う「SNSルール策定サミット」の状況などの五つの議題を用意いたしましたので、青少年問題協議会委員の皆様には、ご忌憚のない意見をお願いしたいと考えておりますので、宜しく願いいたします。

簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

(2) 議題

- 1) 平成 28 年中における少年非行等の状況について
- 2) 平成 28 年度青少年街頭補導・相談活動について
- 3) 児童虐待対応の状況について
- 4) SNSルール中学生サミットについて
- 5) 不登校対策支援(統括訪問相談員の取組み)について

5. 議事の概要

*条例 7 条の規定により、副会長である中村副市長が議長となり、議事を進行した。

6. 会議の経過

(1) 平成 28 年中における少年非行等の状況について

(浦安警察署から、配付資料 1 について説明があり、その後質疑応答に入った。)

・非行少年等の検挙・補導人員について、平成 28 年中の非行少年の検挙人員は、千葉県全体では、1,784 人であった。これは、平成 27 年と比較して 439 人、率にして 19.7%の減少となった。浦安警察署においては 85 人であった。同じく対前年比では 6 人、率にして 6.1%の減少となった。

次に少年の検挙状況・犯罪手口の構成比について、昨年の刑法犯の少年検挙人員は、1,420 人であり、平成 23 年と比較すると、人員で 2,450 人、率にして 63.3%の減少となった。昨年、浦安警察署で刑法犯として検挙された犯罪少年 62 人の罪種別の内訳は、90%に当たる 52 名が窃盗犯だった。その他、粗暴犯及びその他の罪種がそれぞれ 5%を占め、人員は 5 人という結果だった。参考までにその他の 5 人とは、盗品等保管、器物損壊、犯人隠避、建造物侵入、遺失物横領だった。

犯罪少年の 90%を占める窃盗犯 52 人については、内訳は半数以上の 33 人が万引きで検挙され、そのほか乗り物盗 14 人、その他が 5 人だった。参考までに乗り物盗 14 人の内訳では、オートバイ盗が 8 人、自転車盗が 6 人であった。その他の 5 人は、置引きが 2 人、非侵入窃盗その他に分類されるものが 2 件、職場ねらいが 1 件であった。

次に主な犯罪の特徴点について、まず、検挙人員に占める少年の割合で、千葉県内の割合は 14%で、全国平均は 13.9%である。また、浦安警察署の割合は 6.8%である。凶悪犯検挙状況については、千葉県内は 34 人で、そのうち強盗が 21 人である。浦安警察署は、凶悪犯の発生はない。粗暴犯で検挙された少年は 5 人である。窃盗犯検挙状況については、千葉県内では 827 人であり、そのうち万引きが 440 人である。浦安警察署は 52 人で、そのうち万引きが 33 人である。最後に不良行為少年補導状況について、千葉県内及び浦安警察署ともに、深夜徘徊と喫煙が最も多く、全体の 70%以上を占めており、その他、不健全娯楽、無断外泊、飲酒、怠学等となっている。

(委員)刑法犯と特別法犯とあるが、違いについて教えてもらいたい。

(浦安警察署) 刑法犯とは刑法で定められている罪、殺人から強盗、窃盗のことをいう。また、特別法犯とは、刑法犯以外の罪で、軽犯罪法や覚醒剤取締法などのことをいう。

(2) 平成 28 年度青少年街頭補導・相談活動について

(青少年センターから、配付資料 2 について説明があり、その後質疑応答に入った。)
・青少年センターの補導活動は、少年を捕まえるのではなく、犯罪を未然に防止するための一声運動をモットーにパトロールを行っている。

補導活動としては、中央パトロール・地区パトロール・特別パトロール・職員パトロール合計 250 回実施しており、現在 105 人の補導員をはじめ、警察、職員、その他を合わせて延べ 1,427 人の人達でパトロールを行った。

補導状況は、補導人数 224 人で、行為別では自転車の二人乗り 138 人や無灯火等 27 人の自転車の走行に関するルール・マナー違反が 165 人と全体の 70% 占め、次いで帰宅指導が 37 人、たむろが 10 人、橋の欄干で遊ぶ等の危険行為が 9 人、喫煙が 3 人いたが、怠学や夜間ゲームセンターの問題行動等は特に見当たらなかった。街頭補導は、全体的に非行性の高い行為は減少し、殆どが自転車等のルール違反によるものである。

青少年相談活動(4月～12月分)については、新規に受理した件数が 43 件で、その後、継続して相談を受け付けた回数が 192 回あった。また、相談者別内訳では、保護者である母親が 113 件と最も多くなっているが、本人からの相談回数が昨年度の 10 件から今年度は 47 件とかなり増加しているのが今年度の特徴となっている。

次に学職行為別集計を見てみると、「家庭・自分自身」に関する相談が最も多く 18 件、「学校」に関する相談 17 件、「問題行動」3 件、「その他」5 件となっている。全体の特徴としては、やはり思春期である中学生が 32.5%、高校生 39.5%と中高生で、全体の約 7 割を占めている。また、高校生の相談が最も多く、特に内容別に見てみると、高校生の不登校の相談が多くあった。高校生の不登校の問題については、義務教育までとは違って、不登校の期間に期限があり、その期間を過ぎると今度は進級できなくなるというように、厳しい条件の中での支援に、ならざるを得なくなるといった相談事業の難しさを抱えているように伺える。

また、相談者別で本人の相談が増えている件について、高校生以上の相談で母と子どもで来所するといったケースが多くなってきている。

これらの状況で共通していることは、父親不在の家庭が多いということである。母子家庭や別居等での父親不在になっているケースや、同居はしていても父親が子どもに対して無関心であることや、口を聞いてくれないなどの心理的な面での父親不在になっているケースがある。

また、前年度の同時期と比べて相談回数が増加しているが、要因としては、他機関と連携を取りながら対応しなければならないケースがあったこと、そして、母親と

子どもと一緒に来所した際に、母親と子どもが別々で面談を行ったケースが増加したことによるものである。

(委員)小学生・中学生・高校生の帰宅指導の時間は同じか。

(青少年センター) 帰宅指導の時間は、特に指定していない。

(委員)帰宅指導が多い時間帯はいつか。

(青少年センター) 午後8時が多い。

(委員)母子相談で男女どちらの割合が多いか。

(青少年センター) 男子が28名、女子が15名と男性が多い。また、母親と男の子のケースが一番多い。

(委員)高校生のたむろが増えているが、パトロールの強化など対策は何かしたのか。

(青少年センター) たむろの定義が難しいため、毎年増減がある。現在、地区パトロールと警察の巡回を行っているため、特にはパトロール等の強化は行っていない。

(3) 児童虐待対応の状況について

(こども家庭支援センターから、配付資料3について説明があり、その後質疑応答に入った。)

・児童虐待対応の状況について説明の前に、こども家庭支援センターについて紹介をする。まず、今回の児童虐待対応については、家庭児童相談室で対応しており、人数としては、ケースワーカー2名、相談員6名の合計8名である。主な内容としては、18歳以下の児童に関する相談であり、具体的には児童虐待や家族関係、不登校などの総合相談である。母子婦人相談室については、主な相談内容として、ひとり親家庭に関する相談や支援婦人保護に関する相談である。続いて、エンゼルヘルパーについては、出産後の母親の支援をしている。母親の育児不安というのは、結果的に子どもへの虐待に繋がるという事もあるため、その場合はエンゼルヘルパーとの連携も行っている。また、こども家庭支援センターは、今まで総合福祉センターに設置していたが、10月1日から健康センターに移動したことにより、妊娠期から子育て、18歳までの方の子育て支援の連携がとれるようになっている。

次に、児童虐待の種類について説明をする。まず、身体的虐待についての内容は、子どもの身体に外傷が生じ、または、生じるおそれのあるような暴行を加えることをいう。心理的虐待については、子どもに心理的な傷を与える言動等を行うこという。また、性的虐待については、子どもにわいせつな行為をしたり、させたり、見せたりすることをいう。ネグレクト(教育放棄)については、子どもの心身の正常な発達を妨げるような減食や、長時間の放置など保護者として監護を怠ることをいい、計4種類の児童虐待がある。

この児童虐待の4種類については、一つずつが虐待の傾向という訳ではなく、複合的になっている。この要因の中には、虐待をしてしまう側からすると傾向として、その親も過去に虐待を受けていた傾向も多く、自分がしてきたことを繰り返してしまう

こともあり、この点が難しい点だと考えている。

次に、児童虐待の対応件数については、年々増加してきており、全国での児童虐待の対応件数は、27年度で103,260人となっている。増加の要因として、平成27年7月1日から児童虐待通報「189」の開設があったことが挙げられる。浦安市の児童虐待の対応件数は、27年度で247件となり、千葉県内では36市中6番目に多い件数となる。247件の内訳として、身体的虐待は71件、心理的虐待は136件、ネグレクトは38件、性的虐待は2件となっている。

続いて、児童虐待の通報内容について、説明をする。

まず、通報は、窓口のこども家庭支援センターに、市民の他、児童相談所や学校、幼稚園、保育園からも入る。緊急性が高いものは、児童相談所に入り、また、緊急対応という事で、浦安警察署も対応している。また、こども家庭支援センターに泣き声通報等があった場合、一時保護が関係する時は、児童相談所に依頼をすることや、傷害的な問題があった場合は、浦安警察署と連携をとっている。

最後に児童虐待の関係に対応するという事で「浦安市要保護児童対策地域協議会」という組織を設けている。これは三段階の形になっており、代表者会議は各関係機関の代表者の方に参加してもらっており、会議は年2回行っている。実務者会議については、各関係機関の実務者レベルの方に出席してもらい、月1回開催している。最後の個別ケース会議については、緊急を要する児童虐待のケースが発生した場合、会議を開催している。緊急を要するため、病院や保育園などの関係機関で行っている。

(委員) ひとり親の場合は虐待件数が多いという事だったが、内縁の夫による虐待が多いのか。それとも、他の理由からなのか、教えてもらいたい。

(こども家庭支援センター) ひとり親という中には、同居はしていないがパートナーという方がおり、そのパートナーからの虐待という事もあるが、やはりひとり親の場合は、養育的な部分の力がないということが理由として多いと考えられる。

(委員) 247件の中で市川市児童相談所へ措置されることはあるのか。

(こども家庭支援センター) 3件~4件ほどある。

(4) SNSルール中学生サミットについて

(指導課から配付資料4について説明があり、その後質疑応答に入った。)

・今年度4月に、浦安市では本市におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「浦安市いじめ防止基本方針」を策定した。児童生徒には、クリアファイル、保護者や市民にはリーフレットを通じて、すでに周知を図った。また、夏季休業前に、市立中学校の全家庭に「自殺防止対策」啓発マグネットを配付した。長期休業明けに18歳以下の少年の自殺が多くなることが指摘されており、特に夏休み明け直後は、子どもたちにとって生活環境等が大きく変わり、プレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられることから、自殺の兆候を保護者がいち早く察知できるようにチェックシートを作成した。QRコ

ードを読み取ると、市の公式ウェブサイト「いじめ防止基本方針」にアクセスできるようになっており、自殺防止だけでなく、いじめのサインチェックシートもダウンロードできるようになっている。このマグネットシートはホワイトボードとしても利用できるようになっており、「伝言板」が家族（親子）をつなぐツールとなることも期待している。さらに、いじめの未然防止、対応等についての教職員への研修を強化するため、階層別に研修を計画し、実施した。管理職及び中堅層教員への研修では、いじめ対策調査委員会委員長の弁護士に講師を依頼して、スクールコンプライアンスに係る研修を行った。また、県教育委員会の指導主事にも講師を依頼するなどして、今日的な教育課題のひとつである「いじめ問題」について取り上げ、教職員の資質向上を図った。

また、SNSの利用によるトラブルが一向に減らない現状を踏まえ、子どもたち自身が問題を解決しようと主体的に取り組む機会とするため、浦安市学校警察連絡委員会事務局と共同して「SNS中学生サミット」を開催した。外部講師として、パソコンやスマホ等のフィルタリングソフトを開発している「デジタルアーツ株式会社」に講師を依頼し、ファシリテーターとしてルール作りに参加してもらった。

サミット1日目には、9中学校の代表生徒が各校でのSNSやネットに係るトラブルを課題として挙げ、カテゴリーごとに分けて対策を協議した。2日目は各中学校で協議した対策を全員で共有したうえで、6つのルールに集約した。6つのルールとは、一つ目は「相手が傷つくか迷ったら、書き込まないようにしよう！」、二つ目は「お金や個人情報に関する利用規約は必ず読もう！同意ボタンは印鑑だ！」、三つ目は「利用時間は各家庭で決めて、寝る前のSNSの時間を違うことに使おう！」、四つ目は「載せてほしくないときは、相手に伝える勇気を持とう！」、五つ目は「SNSでのトラブルは、自分で抱え込まず、信頼できる人に相談しよう！」六つ目は「直接会ったことのない人には、必要以上に関わらないようにしよう！」であり、初めて会った中学生同士ではあるが、時には笑いながら、時には真剣に議論する姿が見られた。この6つのルールは、6つの対策にもなっている。その6つの対策とは、一つ目は「加害者にならない対策」、二つ目は「サービスを知ってから利用する、トラブル回避策」、三つ目は「ネット依存対策」、四つ目は「個人情報漏えい対策」、五つ目は「いざというときの対策、トラブル解消策」、六つ目は「出会い系被害対策」となっている。

サミットを通じた子どもたちへの啓発活動だけでなく、各種メディアの広報媒体を通じて保護者や市民へ子どもたちの活動をアピールした。また、1月17日には、県教育委員会主催の「いのちを大切に作るキャンペーン実践事例発表会」において、県の代表として、入船中の生徒が本市や入船中学校区の取り組みを発表した。

今年度末には、6つのルールを中学生が絵文字化したものを掲載したカレンダーを啓発物として、市内各公私立小・中・高等学校に配付し、この取り組みのさらなる周知を図っていく予定であり、学校、家庭、地域が協力して、子どもたちが主体性を発揮する機会や、場の提供等の支援を行うことで、子どもたちの資質や能力を育むことができると考えている。

(委員) 中学生や高校生の携帯電話の所持率を教えてください。

(指導課) 平成 28 年度浦安市小中学生生活実態調査を行い、その調査の結果、中学生 1 年生の時点で全体の約 8 割である。小学生については、小学 5 年生から携帯電話の所持率が上がっており、小学 4 年生の時点で 5 割以上所持している。

(委員) 生徒の視点のみでの SNS ルール策定よりも、家庭や学校からの視点も含め、SNS ルールを策定したほうが、より効果的と思うがどのように考えているか。

(指導課) 指導課でも生徒達がルール策定のため、家庭で話し合い見直しながら、策定内容を決めていくことが大切と考えている。また、今後も SNS ルールについては、継続して行っていく、来年度新たな中学生が自分たちのルールを策定することで、子どもたちの心に取り巻く問題を自分たちで解決するような機会になればと思う。

(委員) SNS ルールについて、信頼できる人に相談とあるが、具体的な相談先はあるか。

(指導課) 生徒たちが策定した時は、大人や友達という意見があがり、信頼できるという言葉にまとめた。具体的な相談先としては、24 時間子供 SOS ダイアルや子どもの人権 110 番、千葉県警察が行っているヤング・テレホンがある。

(5) 不登校対策支援(統括訪問相談員の取組み)について

(指導課から配付資料 5 について説明があり、その後質疑応答に入った。)

・不登校対策支援事業という事で、浦安市の長期欠席および不登校の状況を説明する。平成 28 年 12 月末現在で、30 日以上欠席の長期欠席の方が小学校 33 名、中学校 68 名、合計 101 名を超えている。昨年度同時期より 7 名減となっている。こうした、長期欠席および不登校生徒を少しでも解消すべく、未然の防止のために取組む対応として、学校においては、日常的にきめ細かな観察、学習指導、生徒指導を担当の先生を中心に、養護教諭やスクールライフカウンセラーなどの教職員が複数で対応を見守っている。そのうえで、様々な原因で教室に入ることが困難な児童・生徒のために学級に入る前段階としての校内学習支援室や居場所の一つとして、校内相談室を設置するなどの対応を各学校で行っている。

次に教育委員会の対応については、指導課の附属施設として、適応指導教室を設置し、学校に中々適応できない児童・生徒の学校復帰を目指した心の居場所、生活学習支援を行ういちょう学級、教育相談、訪問相談を行っている。本日はその中で特にひきこもりや社会的孤立が心配される児童・生徒に対して、訪問相談を行う不登校対策支援事業について説明をする。昨年度統括訪問相談員が 2 名おり、年間で 218 回の相談回数を実績として残している。その統括訪問相談員を本年度 2 名増員しており、計 4 名で相談回数が 434 回と約 2 倍に増加していることは、ひきこもり傾向のあった児童・生徒が、例えば青少年館や学校以外の居場所へ外出する等へのきっかけづくりに有効であったのではと考えている。

次に統括訪問相談員の役割について説明をする。不登校で、特にひきこもり傾向にある児童・生徒に対して、家庭訪問等を行い、相談活動や学習支援を行っている。加えて、学校訪問を行い、長期欠席生徒の状況について、情報交換を行うとともに、支援の方法や適応指導教室との連携について助言を行っている。

また、児童相談所やこども家庭支援センターとの関係機関と連携を図り、ケース会議なども開催している。その他にも各小中学校の不登校対策会議や中学校区のスクールライフカウンセラーも参加し、情報交換を行っている。訪問相談については、学校と家庭との関係が難しくなっていることや、担任の先生が家庭訪問を行っても、なかなか本人に会えないということで、学校の方もその対応に苦慮しているケースが多くなってきている。

そのようなことから、この訪問相談の依頼も、こども家庭支援センターあるいは、社会福祉課の方からの依頼が多くなってきている。訪問ではまず、保護者や本人から話を聞き、一緒にゲームなどをして、お互いの信頼関係を作るところから始めている。その後、教育相談やいちょう学級に繋げていくようにしている。

また、学校との繋がりを重視して、担任の先生と連絡をとりながら、先生にいちょう学級の方に来ていただき、先生と本人が適応指導教室で面談するという事も行っている。

不登校やひきこもりは、様々な要因が絡んでいる。学校だけの解決は難しくなっていると考えられる。関係機関と学校がそれぞれの役割を果たし、連携し合ってチームで対応していくことが必要であると感じている。

特に最近、大人のひきこもりも社会問題となってきている。そのような意味からも不登校や引きこもりに対して早い時期からの適切な対応が望まれていると考えている。

(委員) 只今説明があった内容に補足をしたい。浦安市の長期欠席が101名とあったが、これは浦安市の発生率が多いわけではない。少ないほうである。とはいえ、教育委員会では101名の不登校の生徒がいることを重く受け止めているため、今年度の新しい事業として、統括訪問相談員を2名新しく設け、スクールソーシャルワーカー的な対応を勢力的に行っている。

今後も丁寧なきめ細かい対応に努めていきたい。

(副会長) 他にはいかがでしょうか。

それでは、以上をもちまして、平成28年度青少年問題協議会を終了します。

ご協力ありがとうございました。